平成２９年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目18番５号103号、前住所兵庫県尼崎市西立花町２丁目11番５－305号
債務者　吉**廣**　昌紀
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
神戸市北区北五葉２丁目11番２－103号、従前の住所神戸市北区ひよどり台南町２丁目４番地の18
債務者　藤田　勇次
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１号
神戸市東灘区甲南町２丁目９番７－202号
債務者　髙**栁**　智也
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番２－107号
債務者　増田智津子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０号
山口県下関市大字田倉109番地３　田倉ハイツ　102号
債務者　和田　雄二
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１号
青森県北津軽郡中泊町大字芦野字福泊179番地
債務者　鈴木　健太
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３３９号
沖縄県糸満市西崎町３丁目７番地の９　県営西崎第二団地805号
債務者　神谷　昌秀
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３号
神戸市垂水区学が丘４丁目10番７号　コーポ学が丘301号
債務者　大**塚**　元子（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２号
神戸市中央区生田町４丁目５番２号　ロイヤルエール新神戸201号室
債務者　西良　佑介
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３９号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松1642番地１、前住所熊本市南区海路口町804番地７
債務者　廣瀬　至誠
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６０号
熊本市北区植木町岩野524番地３　岩野コーポＡ－２、前住所大分県豊後大野市三重町秋葉115番地　マリアナオＢ－103
債務者　夫代　淳一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７３号
熊本市中央区黒髪３丁目15番35号　メゾンドソレイユ205号
債務者　藤井くるみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５６号
和歌山市新中通２丁目37番地　メゾン雅505
債務者　藤田あけみ
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３５８号
和歌山市六十谷314番地３　石井マンション２Ｄ
債務者　前田　節子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３５９号
和歌山市和歌浦東４丁目３番９号　第２木下マンション３－Ａ
債務者　田中　裕子（旧姓津本）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６８号
和歌山市島51番地２　県住21棟２階201号室
債務者　村上　悦子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係